

# 奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部改正について

令和5年11月7日  
高校の特色づくり推進課

## 1 改正の理由

今年度に、総合寄宿舎の入寮資格について検討したところ、条例及び規則に規定されている住所要件の区域指定が、特に県東部地域（奈良市、山添村）について、現在の交通事情等と整合していない区域指定となっているため、区域を拡大する変更を行うもの。

## 2 改正の内容

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則第12条に規定する教育委員会が定める区域について、下記区域を追加するもの。

### (1) 奈良市

【拡大の考え方】奈良市教育委員会が定める市立中学校通学区域における「田原中学校・興東館柳生中学校・都祁中学校」区域

【拡大後の地域】※下線部が拡大した地域

柚ノ川町、大平尾町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、北村町、狭川東町、狭川両町、下狭川町、須川町、園田町、西狭川町、東鳴川町、平清水町、広岡町、生琉里町、法用町、南庄町、大柳生町、阪原町、大慈仙町、忍辱山町、邑地町、大保町、興ヶ原町、北野山町、丹生町、柳生町、柳生下町、大野町、沓掛町、此瀬町、須山町、誓多林町、田原春日野町、中貫町、中之庄町、長谷町、日笠町、南田原町、茗荷町、矢田原町、横田町、和田町、別所町、水間町、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁白石町、針町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町

### (2) 山添村

【拡大の考え方】現在指定されていない全ての区域

【拡大後の地域】※下線部が拡大した地域

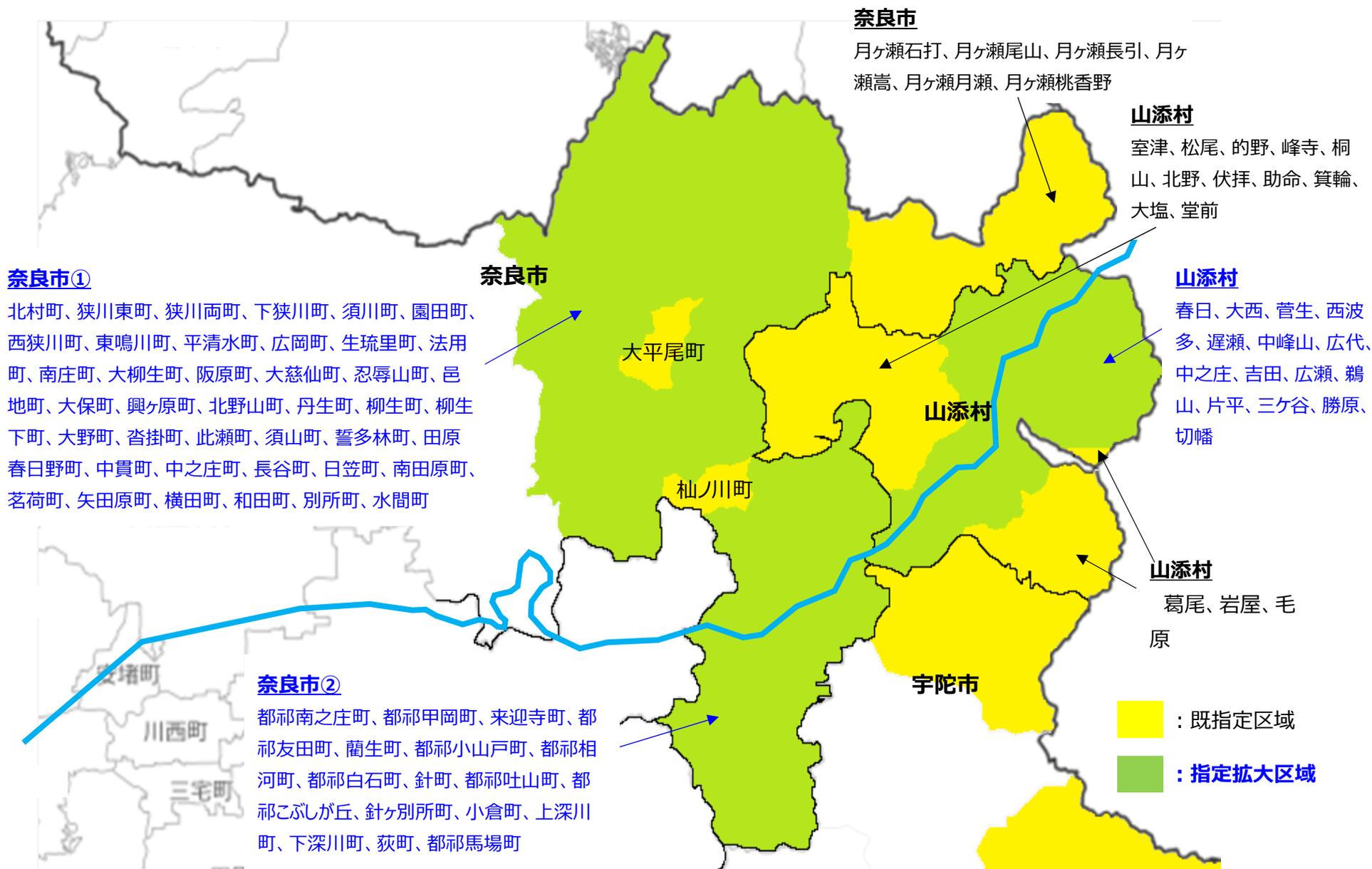
葛尾、室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、岩屋、毛原、伏拝、助命、箕輪、大塩、堂前、春日、大西、菅生、西波多、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鵜山、片平、三ヶ谷、勝原、切幡

## 3 施行期日

令和5年12月 1日 施行（予定）

施行後、各中学校及び高等学校に周知

○区域指定変更位置図



規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則</p>	<p>入寮資格要件について、奈良市、山添村などの通学困難地域を拡大するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 現状の交通環境に合わせた通学困難地域を拡大することについて入寮資格において、教育委員会が定める区域のうち、奈良市の東部地域、山添村全域を加える所要の改正を行う (第 12 条関係)</p> <p>2 施行期日 令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表中 奈良市の項中「杣ノ川町、大平尾町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野」を「杣ノ川町、大平尾町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、北村町、狭川東町、狭川両町、下狭川町、須川町、園田町、西狭川町、東鳴川町、平清水町、広岡町、生琉里町、法用町、南庄町、大柳生町、阪原町、大慈仙町、忍辱山町、邑地町、大保町、興ヶ原町、北野山町、丹生町、柳生町、柳生下町、大野町、沓掛町、此瀬町、須山町、誓多林町、田原春日野町、中貫町、中之庄町、長谷町、日笠町、南田原町、茗荷町、矢田原町、横田町、和田町、別所町、水間町、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁白石町、針町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町」に改め、同表山添村の項中「葛尾、室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、岩屋、毛原、伏拝、助命、箕輪、大塩」を「春日、大西、菅生、西波多、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶺山、片平、三ヶ谷、勝原、切幡」に改める。

市町村名	区域
奈良市	<u>杣ノ川町、大平尾町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、北村町、狭川東町、狭川両町、下狭川町、須川町、園田町、西狭川町、東鳴川町、平清水町、広岡町、生琉里町、法用町、南庄町、大柳生町、阪原町、大慈仙町、忍辱山町、邑地町、大保町、興ヶ原町、北野山町、丹生町、柳生町、柳生下町、大野町、沓掛町、此瀬町、須山町、誓多林町、田原春日野町、中貫町、中之庄町、長谷町、日笠町、南田原町、茗荷町、矢田原町、横田町、和田町、別所町、水間町、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、藺生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁白石町、針町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町</u>
山添村	<u>葛尾、室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野、岩屋、毛原、伏拝、助命、箕輪、大塩、堂前、春日、大西、菅生、西波多、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶺山、片平、三ヶ谷、勝原、切幡</u>

附 則

この規則は、令和五年十二月一日から施行する。



	(略)	
	(略)	春日、大西、菅生、西波多、遅瀬、中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶉山、片平、三ヶ谷、勝原、切幡

	(略)	
	(略)	